

令和 6 年度第 9 回  
杉並区農業委員会 総会

令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木）

1. 開催日時 令和6年12月26日(木) 15時30分から16時30分

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(10人)

|        |     |       |     |       |  |
|--------|-----|-------|-----|-------|--|
| 会長     | 13番 | 秦 孝良  |     |       |  |
| 会長職務代理 | 5番  | 飯田 幸弘 |     |       |  |
| 委員     | 2番  | 蓮見 紳次 | 8番  | 篠 清孝  |  |
|        | 3番  | 原 修吉  | 10番 | 井口 明  |  |
|        | 4番  | 野田 一郎 | 11番 | 田原 良規 |  |
|        | 6番  | 原田 映史 | 12番 | 鈴木 宗孝 |  |

4. 欠席委員(3人)

|    |    |       |    |      |  |
|----|----|-------|----|------|--|
| 委員 | 1番 | 細淵 玉美 | 7番 | 小野 実 |  |
|    | 9番 | 井口 源成 |    |      |  |

5. 農業委員会事務局職員

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 石野 哲夫 |
| 事務局次長 | 松本 智之 |
| 事務局書記 | 瀬端 一哉 |
|       | 齊藤 慧  |
|       | 山口 育生 |

6. 議事日程

【協議事項】

- 1 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 2 農業委員会・農業会議提携活動の成果・課題と今後の取組みについて

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について
- 2 その他

## 7. 議事

- 事務局長      それでは、令和6年度第9回農業委員会総会を開始いたします。
- 本日は協議事項2件、報告事項がその他含めて2件ございます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。
- 本日の欠席委員は細淵委員、小野委員、井口 源成委員、署名委員は鈴木委員と蓮見委員です。よろしくお願いいたします。
- では、協議事項に入ります。
- 議事進行を議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。
- 議長      それでは、協議事項に入ります。
- 1番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長      それでは資料をご覧ください。相続税の納税猶予を適用されている方について、3年ごとの確認、証明になります。今回は1件です。
- （該当者名、住所、特例適用農地の地番、また、担当委員より現地の様子について説明）
- （協議）
- 議長      それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
- 続きまして2番、農業委員会・農業会議提携活動の成果・課題と今後の取組について、お願いします。
- 事務局長      こちらは、毎年1年間の成果と今後の取組について取りまとめるものであり、来年の1月10日に区内地区農業委員会検討会が、都の農業会議主催で開催されます。そちらで各自治体が発表することとなっています。1番、農業委員会の重点活動の取組、成果につきまして、項目1つ目、農業委員会の活動の活性化として、農業委員会活動指針を作成し、指針に基づき活動に取り組んだという内容を記載しております。項目2つ目、活動記録カードの提出と活用により、農業委員活動の充実を図ったという内容を記載いたしました。2番、農地保全、利活用促進月間の取組、成果につきまして、項目の農地の保全と適正管理ということで、2点記載いたしました。1点目は5月に特定生産緑地の申請地を農業委員と事務局にて現地調査を実施した内容となっております。2点目は、日々の農地パトロールのほか、今

年は7月から8月に農地管理推進月間の一環として、全ての生産緑地地区を対象として農地利用状況調査を実施し、管理不十分だと思われる農地には、改めて他の委員と事務局にて現地調査を行い、口頭及び文書にて具体的な指導を行った内容を記載しております。3番、生産緑地バンクと地域計画につきまして、生産緑地バンクの整備状況については整備していないと回答しておりますが、取組と成果といたしましては、項目に区内農家への貸借に関する意向調査を記載しております。内容といたしましては、農業経営実態調査とともに、農地の貸借の意向調査を行いまして、農家さんのニーズの把握に努めたことを記載しております。4番、認定農業者、認定新規農業者等への支援につきまして、項目1つ目、認定農業者への支援として、認定農業者や農業委員の意見を踏まえ、営農活動支援補助金を拡充したことを記載いたしました。項目2つ目、新規認定農業者の獲得につきましては、5月に区内農家に対して認定勧奨の通知を送付し、結果、新規で2名、更新で2名を認定したことを記載しております。5番、地域農業の振興につきまして、項目1つ目、農業ボランティアの育成について、農業者の協力を得ながら、都の養成講座、青空塾を実施したことに加え、ボランティアのフォローアップ研修も開催し、人材の養成に努めたことを記載しております。項目2つ目、区の農業関係表彰にて区内農家を推薦し、企業的先進農家表彰に2名、農業関係功労者表彰に2名が表彰されることで、農業者の志気を高めたことを記載しております。6番、市民との交流活動につきまして、項目1つ目、農業イベントの開催として、区内農業経営集団や農業協同組合などとともに、農業祭実行委員会を務め、11月に農業祭を開催したことと、品評会にて農業委員会会長賞を出し、12月に表彰することで、区内農業者の営農意欲を高める機会を設けたことを記載しております。項目2つ目、小学生を対象に杉並ふれあい農業推進絵画コンクールを新たに開催し、入賞作品16点を式典で表彰するとともに、農業祭及び区役所等に掲示し、区民に対して都市農業の周知及び理解促進を図ったことを記載しております。こちらにつきましては、好評であったため、来年度以降も引き続き開催することも記載しております。7番、情報活動の推進につきまして、項目1つ目、農業委員会だよりを年2回発行し、農地

貸借や農業ボランティアの活用等情報発信したことを記載しております。

項目2つ目、農業委員会の活動目標及び結果をホームページにて公表するとともに、総会の議事録を掲載するなど、農業関連情報の発信に努めたことを記載しております。9番、国・都の施策等に対する要望事項につきまして、委員の皆様からのご提案と事務局の案を記載しております。（1）が国に対する要望であり、項目1つ目、農業生産に係る燃油、資材、肥料等の価格高騰に伴い、購入に要する支援をさらに拡充いただきたいことを記載しております。項目2つ目、農地の減少に歯止めがかからない現状を受けまして、都市農地が保全され、次世代に継承しやすくなるような固定資産税及び相続税制の整備及び改正を求める記載をしております。項目3つ目は、用途地域での建築制限に例外を設けるなど、農業用施設の設置について柔軟な対応を可能にしていきたい内容にて記載しております。

（2）が都に対する要望であり、項目1つ目、意欲ある認定農業者を増やすために、面積などの申請条件を緩和することを求める内容を記載しております。項目2つ目、就農者への経済的、技術的支援の拡充など、後継者確保における課題解決策の強化を記載しております。項目3つ目、農業者への補助事業の強化として、2点記載しております。1点目は近年の猛暑等に対して安全な営農環境が確保されるよう施設整備等の支援、2点目が都市農業、農地が持つ防災機能を強化するため、協力的な農家へハウスや井戸の施設整備、維持コストを支援するとしております。項目4つ目は、東京都有機農業堆肥センターの生産体制と流通の強化を記載しております。項目5つ目、各自治及び農業協同組合等との情報連携を密にし、先手を打った農業振興施策を行うことを求める内容で記載しております。

説明は以上になります。ご意見があればお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○原委員

まず、3番の生産緑地バンクについてですが、農家の意向調査をやっているということでもいいのかという点です。皆さんは都市農地貸借円滑法について、どのようなイメージをお持ちですか。

土地所有者が、本来であれば人を雇うことや後継者を育成するなどの方法で、土地所有者が耕作しなければならない土地を、相続までの一定期間、

市民農園など誰かに耕してもらって、相続が起きたところで、その土地を買取り申出に出すというイメージが、圧倒的に強いのではないのでしょうか。そうであるならば、市民農園以外の借り手は難しいと思います。円滑化法というのは、納税猶予制度を使用しながら杉並区の少ない農地を減らさないようにするとともに、所有者が耕作することが難しいのであれば地域で守っていこうという仕組みだと思います。その部分を農家に今まで以上に周知させなければならないと思います。

このままだと本当になし崩し的に杉並区の農地がなくなってしまう。杉並区の農地がなくなっていくことは、一生懸命やっている農家の人たちが生きづらくなると思います。円滑化法の施行開始から数年経ちますが、認定貸付けはない。農地を何とかするということにかじを切っていく必要があると思います。

○議長                    そのほか何かございますか。それではまた来年に向けての課題もありますが、今年度はこちらでお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

1 番、農地法第 4 条・第 5 条届出書受理の専決処分について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長            (「農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」 5 件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明)

○議長                    ありがとうございます。それでは、報告のとおりご了承願います。  
続きまして、報告事項 2 番、その他の報告事項について、事務局よりお願いいたします。

○事務局                次第のとおりに説明いたします。

まず 1 つ目、区内地区農業委員会検討会が 1 月 10 日実施予定となっております。こちらは、2 月 20 日の農業者大会に向けて、先ほど協議事項 2 で協議いたしました課題と今後の取組等を東京都農業会議で集約し、決定を行う区内地区の検討会になります。今回は飯田職務代理と事務局 2 名で出席予定としており、会場はセッション杉並となります。

2 つ目、行政視察につきまして、現段階の日程を配付しております。

前回の総会で決定いたしましたとおり、昨年同様、朝に総会を開催し、その後、行政視察に出発予定としております。現在、トキタ種苗の研究農場へ訪問予定としており、その後、JAほくさいの生産部会である北川辺いちご部に所属している農業者を訪問予定としております。

行政視察については以上となります。

○議長

ありがとうございました。こちらの日程でお願いします。

○事務局長

続きまして、私から研修報告をいたします。10月28日から29日の1泊で、私と飯田職務代理にて会長研究集会に参加いたしました。

まず大阪府箕面市の農業の取組についてお話を伺いまして、箕面市も農地面積が15年間で25%減少し、農家戸数は30年間で50%以上減少しており、現在は400戸程であるそうです。農業者にアンケートを行うと、やはり後継者不足などにより、規模を縮小せざるを得ないなどの悩みが多く、野菜を作っても売り先がない、高齢で耕作できない、安心して任せられる貸し手がない等の声があり、箕面市農業公社というものを設立したそうです。農業者の悩みを解決するための公社ということで設立したようなのですが、この公社は、農地所有者等から市が農地を貸借し、それを委託することで、公社が農地を管理するというような施策を取っているとのことでした。こちらは、ボランティアや全国から就農を目指す若者を、ハローワークなども駆使して集めることに加え、職員も貸借した農地を耕作して、主に学校に出荷することで、農地を維持しているとのことでした。その公社から就農者や農業委員になられた方もいらっしゃるとのことであり、そのほか地産地消、農福連携の推進なども行っているというお話も伺いました。

2日目は八尾市に伺い、八尾市も同様の課題を抱えており様々な対策を行われていましたが、その中でも独自で行われている農地バンクの実績が素晴らしく、当初に対して10年間で6倍のマッチングを行ったとのことでした。簡単ではございますが、研修報告は以上です。

最後に1件、配付いたしました新聞記事をご覧ください。日本農業新聞の記事で、JA東京あおばが体験農園の利用者に対し、防災・炊き出し訓練を行った記事になります。内容といたしましては取れたての収穫物を用いた豚汁やアルファ米で炊き出しを行うといったものだそうです。杉並区では、

炊き出し訓練などを行う際は、アルファ米等を無料でお渡しできますので、ぜひ実施していただける農業者がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

○原委員           自治会などとの提携も必要だと思いますので、先進事例の段取りなどを調査して検討する必要がありますね。

○事務局長       地域の学校が震災救援所になっておりまして、そちらにも話をする必要があるかもしれませんが、実際にやっていただけるのであれば、区の方でも調整をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長           ありがとうございます。

全体を通して委員の皆さまから何かございますでしょうか。

では、次回の日程は1月23日、9時30分から予定しております。

以上をもちまして、第9回総会を閉会いたします。ありがとうございました。